

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請手続きには 『個人番号（マイナンバー）』が必要です

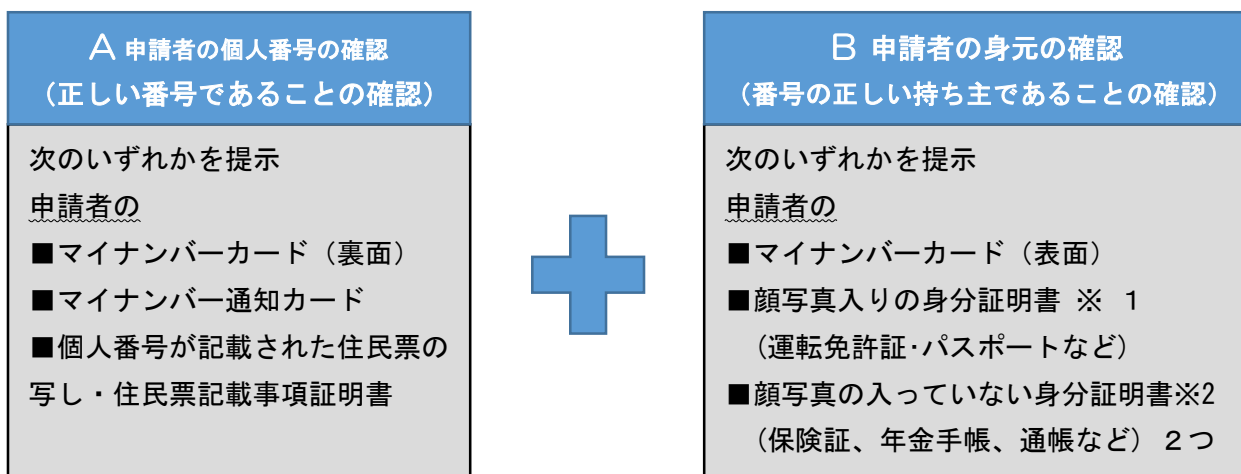


申請者となる者の優先順位をご確認ください

- ①受診者が加入している医療保険の被保険者
- ②受診者を現に監督している者（①に該当する父または母の一方が単身赴任により別居している場合等）
- ③収入の高い者

◎「申請者の個人番号の確認」と「申請者の身元の確認」を行います。

【必要書類】



※ 1 顔写真入りの身分証明書 次のいずれか 1つの提出が必要	※ 2 顔写真の入っていない身分証明書 次のうち、2つの提出が必要
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付きの書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類	医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、その他官公署が発行した書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類（銀行等の通帳）

☆窓口への提出代行のみの場合は、申請者としての取り扱いになります。

例：申請者は父で、母が窓口への提出のみを行う場合

→この場合は、父の個人番号がわかるもの（上記 A 参照，写し可）と、父の身元の確認のできるもの（上記 B 参照，写し可）をご持参ください。

★申請者以外の個人番号の確認は、窓口では行いませんが、申請書の受診者および医療費支給認定基準世帯員の欄には、個人番号を忘れずに御記入をお願いいたします。